

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 防災街区整備事業組合の定款及び事業計画の変更
認可…(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)…一
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…一
- 開発行為に関する工事完了……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…一
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
…(産業労働局商工部地域産業振興課)…二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一
件)……………(同)…二

告示

●東京都告示第千五十八号
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
(平成九年法律第四十九号) 第一百五十七条第一項の規定に
基づき中延二丁目旧同潤会地区防災街区整備事業組合の定
款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項におい
て準用する同法第四十三条第一項の規定により、次のと

おり告示する。

平成三十年七月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業組合の名称

中延二丁目旧同潤会地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

平成二十八年二月十二日から平成三十二年三月三十一
日まで

三 施行地区

品川区中延二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区中延二丁目九番十号

五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年七月二十六日

●東京都告示第千五十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」
という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位
置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置
いて縦覧に供する。

平成三十年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道 変更年月日 変更に係る道 変更に係る道
路の種類 路の位置 路の延長及び
幅員(単位メ
ートル)

法第四十二条 平成三十年 稲城市大字平 延長
第一項第五号 七月二日 尾字十号千六 二三・五三
の規定による 十番三、同番 幅員
九及び同番十 五・〇〇
の各一部

公 告

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成三十年七月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

あきる野市野辺字川原千二百 東大和市向原四丁目二十一

五十五番七、同番十四、同番 番地七

二十七及び同番二十八 株式会社キョーワハウス

あきる野市草花字草花前千三 代表取締役 小松 茂

百九十二番一 神奈川県相模原市中央区富

士見二丁目八番八号 住宅情報館株式会社

代表取締役 黒羽 秀朗

東大和市清水二丁目八百四十 立川市幸町一丁目二十一番

六番一、八百四十八番一、八 地一

百四十九番一及び同番二 株式会社アステイーク

代表取締役 宮谷 祐介

日野市旭が丘一丁目七番九 立川市高松町三丁目二十九

番十七号 三緯地所株式会社

代表取締役 鈴木 等

立川市一番町六丁目二十番一 東大和市上北台二丁目一番

及び同番十八 地十九

株式会社ダイエーコーポレーション
 代表取締役 狩野 知史
 昭島市美堀町一丁目四千六百七番四
 東大和市上台北台三丁目四百一十一番地一
 株式会社ティエラ
 代表取締役 東宮 博士

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年七月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) スーパービバホーム東久留米店
- 二 店舗所在地 東久留米市上の原一丁目三百三十三番二ほか
- 三 設置者名 三井住友ファイナンス&リース株式会社

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目三番二号
 株式会社LIXILビバ氏名又は名称

五 新設をする日 平成三十一年三月六日

六 店舗面積の合計 一万百三十七平方メートル

七 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 五百九十六台

八 駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 四百二台

九 荷さばき施設の位置及び面積 店舗南西側 二百三十八平方メートル

十 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南西側 三十五・二七立方メートル

十一 小売業を行う者の開店時刻 午前六時三十分

十二 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

十三 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時から午後九時三十分まで

十四 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四箇所 店舗北西側ほか

十五 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで

十六 ける時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 平成三十年七月五日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成三十年七月二十六日から同年

十一月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年七月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成三十年七月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ロイヤルホームセンター南千住
- 二 店舗所在地 荒川区南千住四丁目一番四号
- 三 設置者名 JA三井リース建物株式会社
- 四 設置者住所 中央区銀座八丁目十三番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 保崎 隆行

<p>六 変更後の設置者の代表者名 工藤 真樹</p> <p>七 変更日 平成三十年四月一日</p> <p>八 届出日 平成三十年六月二十日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 平成三十年七月二十六日から同年十一月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 錦糸町駅前開発ビル</p> <p>二 店舗所在地 墨田区江東橋三丁目九番十号</p> <p>三 設置者名 株式会社丸井</p> <p>四 設置者住所 中野区中野四丁目三番二号</p> <p>五 変更前の設置者の代表者名 青井 浩</p> <p>六 変更後の設置者の代表者名 佐々木 一</p> <p>七 変更前の小売業者の代表者名 青井 浩</p> <p>八 変更後の小売業者の代表者名 佐々木 一</p> <p>九 変更日 平成二十八年四月一日</p> <p>十 届出日 平成三十年六月二十五日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番</p>
<p>十二 縦覧期間 平成三十年七月二十六日から同年十一月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年七月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成三十年七月二十六日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 店舗名 島忠ホームズ平井店</p> <p>二 店舗所在地 江戸川区平井六丁目一番三十八号</p> <p>三 設置者名 株式会社島忠</p> <p>四 設置者住所 埼玉県さいたま市西区三橋五丁目</p>
<p>千五百五十五番地</p> <p>店舗内 三百十台</p> <p>店舗内 二百三十四台</p> <p>店舗南側ほか 四百十五台</p> <p>店舗南側ほか 三百十二台</p> <p>店舗北西側 三六・〇〇立方メートル</p> <p>店舗北西側ほか 一四・二〇立方メートル</p>	<p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数</p> <p>七 変更前の駐車場の位置及び収容台数</p> <p>八 変更後の駐車場の位置及び収容台数</p> <p>九 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>十 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量</p> <p>十一 変更日 平成三十一年二月二十日</p> <p>十二 届出日 平成三十年六月十九日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 平成三十年七月二十六日から同年十一月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号

郵便番号
 113-0001